

みどり市

概 要 版

いつまでも自分らしく輝ける みどり市長寿プラン



第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
【令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】



令和3年3月
みどり市

計画の概要

計画策定の目的

全国的に高齢化が進んでいますが、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、令和22（2040）年には団塊の世代のジュニア世代が65歳以上となり、現役世代の減少が懸念され、今後も高齢者を取り巻く環境は深刻な状況が続くことが予想されています。

こうした背景から、本市では、高齢者施策の充実に向けて、関係機関や市民と連携、協力しながら、これまでの取り組みを継承しつつ、地域包括ケアシステムを深化させ、地域共生社会の実現を目指すため、高齢者施策の基本的な考え方や目指す方向性を示すことを目的として、「みどり市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

計画の位置付け

（1）法令等の根拠

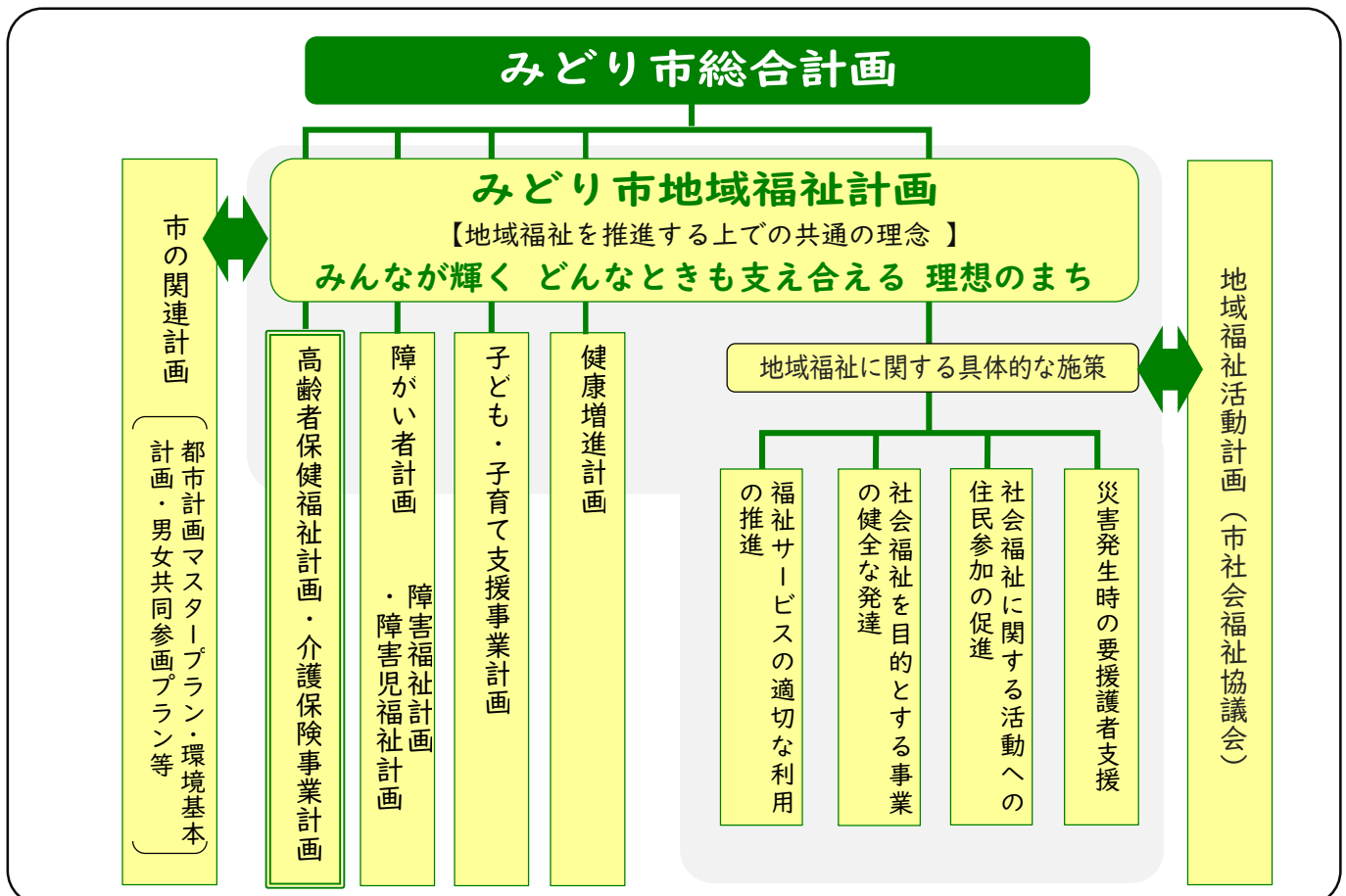
本計画は、老人福祉法第20条の8（「市町村老人福祉計画」）及び、介護保険法第117条（「市町村介護保険事業計画」）に基づき策定されるものです。

また、平成29年7月に、国から「介護給付適正化計画の計画策定に関する指針について」が示されたことを踏まえ、本計画の一部を「みどり市介護給付適正化計画」として位置付けます。

（2）関連計画との整合

本計画は、「みどり市総合計画」を最上位計画とし、社会福祉法^{*1}に基づき、福祉分野を統括する計画として「みどり市地域福祉計画」^{*2}を位置付け、その福祉分野の個別計画として、本計画を位置付けます。

また、本計画は、国及び県の関連計画との調和を図ります。



国が示す第8期計画において記載を充実する事項

- ① 2025、2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備



計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和5（2023）年度を目標年度とする3年間の計画です。

なお、本計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年度、さらに、現役世代が急減する令和22（2040）年度の双方を念頭におくものとします。

日常生活圏域の設定

家族や友人、地域とのつながりが失われることなく、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら生活できることを目的に、日常生活圏域の設定が求められており、圏域ごとに地域密着型サービスの提供等、介護基盤の整備を図ることが期待されています。日常生活圏域の設定は、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、市町村ごとに定めています。

本市では、旧笠懸町、旧大間々町及び旧東村の3つを日常生活圏域と定めており、それぞれの地域で必要なサービスが利用できるように努めていきます。



※1 社会福祉法：社会福祉の目的や理念、原則に関する法律です。

各種の社会福祉関連法における福祉サービスに共通する基本的事項も規定しています。1951年の制定時は社会福祉事業法という名称でしたが、2000年5月に社会福祉法に改正(同年6月施行)されました。

※2 「みどり市地域福祉計画」：本市の地域福祉施策の方向性を示す計画です。

なお、本市では、地域福祉活動の効果的な展開を図るため、市社会福祉協議会が策定する地域福祉に関する実践的な活動・行動計画である「みどり市地域福祉活動計画」と一体的に策定しています。

基本理念及び課題等

計画の基本理念

少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化等、高齢者を取り巻く環境は変化し、高齢者の抱える不安や課題も複雑化、多様化しています。そのため、高齢者本人だけでなく、家族等も含めた周囲の環境についても配慮した包括的な支援や、多様な社会参加の機会の創出が必要となっており、国においても、地域包括ケアシステムの深化や地域共生社会の実現を進めています。

また、世界的潮流として、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

こうした国や国連の示す方向性は、「第3期 みどり市地域福祉計画・みどり市地域福祉活動計画」で掲げてきた基本理念と共通するものでもあるため、この基本理念のもとに、誰もが人生をいきいきと潤いのある暮らしを送れる社会の実現を目指します。

みんな輝く どんないきも支え合える 理想のまち

計画の基本目標

本計画の基本理念に照らし、計画において目指す基本目標を設定します。

基本目標
1 尊厳が守られ、自分らしく暮らせる地域体制の確立

基本目標
3 介護が必要になっても安心して暮らせる介護体制の確立

基本目標
2 すこやかな自立した暮らしへの支援

基本目標
4 計画の実効性の向上

計画策定の方向性

基本目標の達成に向けて、国の示す基本的な指針を参考に、市の現状や課題等も踏まえ、本計画では以下の方向性を定め、推進するものとします。

① 地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会

⑤ 認知症施策の推進

② 介護予防・重度化の防止

⑥ 高齢者の権利擁護の推進と家族介護の支援

③ 高齢者の社会参加への支援

⑦ 持続可能な介護保険制度の推進

④ 多様な生活支援の充実と人材の確保

⑧ 災害や感染症対策に係る体制整備

取り組むべき課題

本計画では、以下の点を重点的に取り組む課題として取り上げます。

- ✓ 地域資源を育む施策の展開
- ✓ 健康づくりや介護予防の取り組みの継承・発展
- ✓ 高齢者の暮らしを支える体制の充実と高齢者の地域参加の促進
- ✓ 認知症対策の展開
- ✓ 高齢者の権利擁護と家族介護を支える施策の展開
- ✓ 介護保険制度の持続性を確保した施策の展開

施策の体系及び概要

基本目標

1 尊厳が守られ、自分らしく暮らせる地域体制の確立

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、「できる限り住み慣れた地域で、自分らしい自立した暮らしを人生の最後まで続けることができる」よう、「地域包括ケアシステム」を深化させ、地域共生社会との融和を目指します。

そのため、地域包括支援センターの機能強化や、在宅医療・介護の連携推進、認知症施策の推進、生活支援体制の整備等、地域包括ケアシステムの基盤整備にあたって、地域住民をはじめとする多様な主体が参加する地域福祉活動と連動させながら取り組みます。

施策1 地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括支援センターの充実
- 認知症施策の推進
(認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ等)
- 相談体制の充実
- 包括的・継続的ケアマネジメント
- 在宅医療・介護の連携推進
- 生活支援体制の整備
- 高齢者の権利を守る体制づくり
- 人材の育成と確保

施策2 地域福祉の推進

- 福祉意識の高揚
- 地域福祉活動の活性化（住民活動（ボランティア・NPO法人）の育成、支援、安心支援事業等）

施策3 暮らしやすい地域づくり

- 居住の場の充実
- 安全な生活環境づくり
- バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

基本目標

2 すこやかな自立した暮らしへの支援

心身機能の改善や環境調整等を通じて、高齢者ができる限り自立した生活を送れるように、介護予防・日常生活支援サービス事業の充実及び適切な介護予防ケアプランの作成に努めるとともに、事業の周知に努めます。

また、高齢化が進む中、介護予防の重要性が高まっているため、介護予防に対する関心を高め、知識の普及を図ります。

施策1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- 介護予防・生活支援サービス事業の充実（訪問型サービスや通所型サービス等）
- 一般介護予防事業の推進

施策2 健康づくりの推進

- 健康の維持増進
- 感染症予防対策の推進
- 生活習慣病予防
- 健康づくりのための体制づくり

施策3 多様な高齢者の支援策の充実

- 高齢者福祉施策の推進（高齢者福祉サービス等）
- 企業との連携による高齢者支援の取り組み
- 家族介護支援

施策4 高齢者の社会参加の促進

- 多様な社会参加への促進（老人クラブ、学習活動、就労等）
- 高齢者の通いの場・機会の充実

③ 介護が必要になっても安心して暮らせる介護体制の確立

要支援・要介護認定者が、日常生活の自立に向けて意欲的に取り組めるように支援していくとともに、介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で暮らせるように、原則としてみどり市内でサービス利用ができる、地域に密着した体制整備を図ります。

また、医療機関や事業所等の関係機関との連携を図りながら、各種介護保険サービスの充実及び質の向上に努めます。

施策1 予防給付・介護給付の充実

- 居宅サービスの充実
- 施設サービスの充実
- 地域密着型サービスの充実
- 共生型サービスの充実

施策2 介護保険給付費及び保険料等の見込み

- 介護保険給付費等の推計
- 保険料の推計
- 中長期における介護保険給付費及び保険料の推計

④ 計画の実効性の向上

事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化、要介護認定の適正化等、介護給付の適正化を推進します。

本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、関係機関等との連携に努めるとともに、計画に定める事業推進方針や事業目標数値等の実施・進捗状況について、点検・把握・評価を行っていくものとします。

施策1 介護保険事業の適正な運営

- 介護給付費等適正化の取り組み
- 介護保険サービスの質の向上
- 災害や感染症発生時等、非常時における支援策

施策2 推進体制の整備

- 行政内部での関係部門との連絡体制の充実
- 地域関係団体との連携体制の充実
- 計画の進捗管理体制の充実

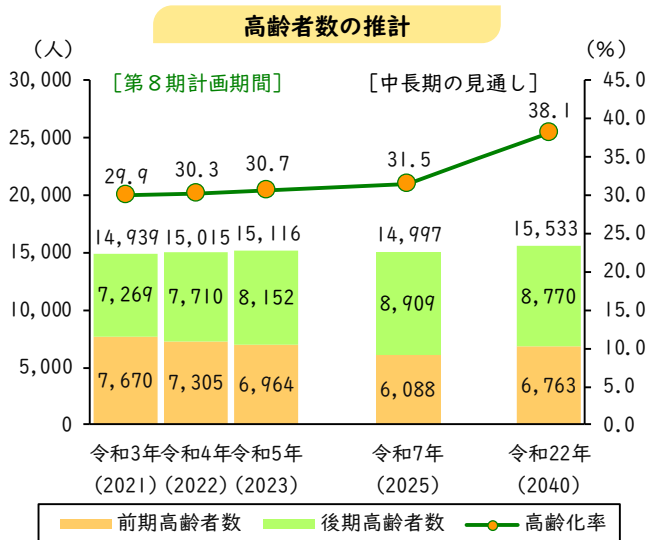


高齢者数、要介護（支援）認定者数、介護保険事業費の推計

高齢者数の推計

65歳以上の高齢者数は、本計画期間中はゆるやかに増加し、中長期の見通しでも高齢者数は令和22（2040）年に向けて増加することが予想されます。高齢化率も上昇し、令和22（2040）年には、4割弱に上ると考えられます。

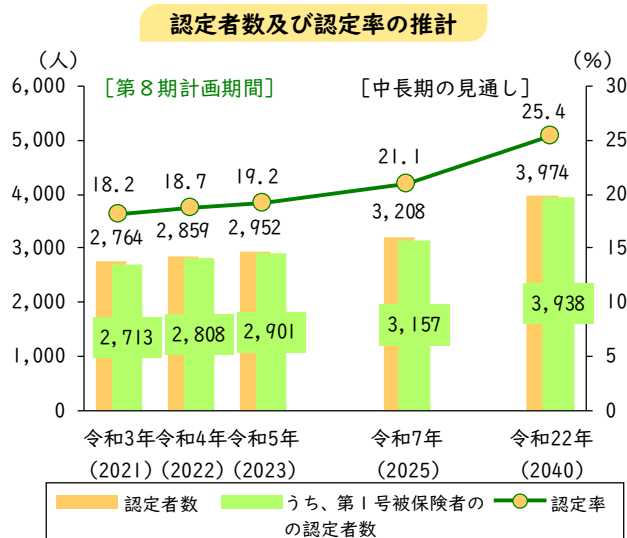
また、本計画期間中に後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、中長期の見通しでも、後期高齢者数が前期高齢者数よりも多い状況が続くことが予想されます。



要介護（支援）認定者数の推計

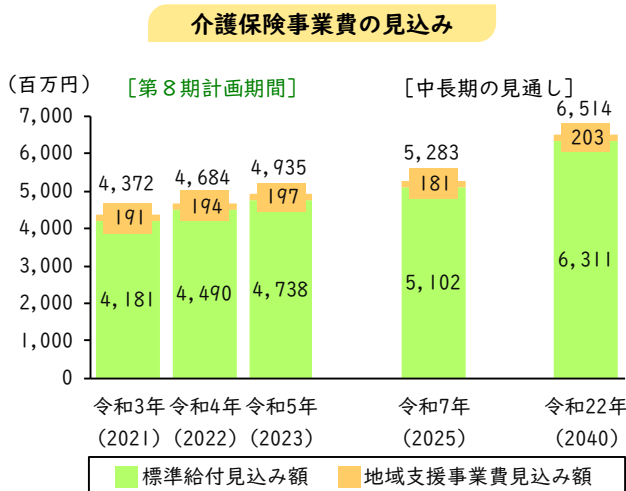
本計画期間中は、後期高齢者数の増加に伴い、要介護（支援）認定者数（以下、「認定者数」という。）は増加し、高齢者数で割った認定率も上昇することが予想されます。

これまでの認定率の上昇を踏まえると、中長期の見通しでは認定者数はさらに増加し、認定率も上昇して、令和22（2040）年は認定率が2割台半ばに上ることが予想されます。



介護保険事業費の推計

第1号被保険者の保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、認定者数の増加や介護サービスの利用増により上昇することが見込まれており、第8期計画（3年間合計）では約140億円に上ることが見込まれています。中長期の見通しにおいても、介護保険事業費の上昇が予想されます。



第8期計画（3年間）
の合計金額
約140億円

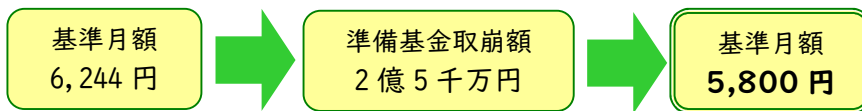
- **標準給付見込み額**
介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等
- **地域支援事業費見込み額**
介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費、包括的支援事業（社会保障充実分）

第1号被保険者の介護保険料

介護保険制度の財源は、公費と介護保険料でまかなわれます。

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）が負担する介護保険料の割合は、第7期計画と同様に23%となります。本計画では、介護保険事業費の増額が見込まれているため、第1号被保険者の保険料は上昇となります。

そのため、これまで積み立ててきた準備基金を取り崩し、介護保険料にあてることにより、介護保険料基準月額が5,800円となります。



(参考)

第7期保険料：5,750円

※準備基金取崩前の保険料
6,074円

【所得段階別保険料】

保険料については、負担能力に応じて保険料を負担していただくため、介護保険料基準額に所得段階ごとに定めた保険料率をかけて、保険料を設定しています。国の基準は9段階ですが、本市では、第7期計画と同様に15段階とします。

段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	世帯 非課税	所得+年金額 80万円以下	20,800円
第2段階		所得+年金額 120万円以下	34,800円
第3段階		所得+年金額 120万円超	48,700円
第4段階	世帯課税 本人非課税	所得+年金額 80万円以下	62,600円
第5段階		所得+年金額 80万円超	69,600円
第6段階	本人 課税	合計所得 120万円未満	83,500円
第7段階		合計所得 120～210万円未満	97,400円
第8段階		合計所得 210～320万円未満	111,300円
第9段階		合計所得 320～500万円未満	125,200円
第10段階		合計所得 500～700万円未満	139,200円
第11段階		合計所得 700～900万円未満	153,100円
第12段階		合計所得 900～1,100万円未満	167,000円
第13段階		合計所得 1,100～1,500万円未満	180,900円
第14段階		合計所得 1,500～2,000万円未満	194,800円
第15段階		合計所得 2,000万円以上	208,800円

※低所得者の保険料負担を軽減するため、公費を投入し、第1段階から第3段階の保険料について軽減を行います。保険料率をそれぞれ0.5から0.3、0.75から0.5、0.75から0.7へ引き下げます。

■桐生大学イラスト協力者

澤田 真優さん、吉池 琴音さん、佐伯 百花さん

みんなが輝く どんなときも支え合える 理想のまち

(みどり市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

みどり市 保健福祉部 介護高齢課

〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地

TEL：(0277)76-2111(代表) FAX：(0277)76-9048

ホームページ：http://www.city.midori.gunma.jp/